

金融商品会計に関する検討状況の整理に対するコメント

１．コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理（平成 22 年 8 月 16 日）

２．コメント募集期間

平成 22 年 8 月 16 日～平成 22 年 11 月 30 日

３．コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL02	（社団法人） 全国地方銀行協会 経理部会
CL05	（社団法人） 日本貿易会 経理委員会
CL06	株式会社 プロネクサス プロネクサス総合研究所
CL08	日本公認会計士協会
CL09	（社団法人） 生命保険協会 一般委員会
CL10	金融商品会計基準見直し検討状況整理おはよう読書会
CL11	有限責任 あずさ監査法人 監査実務従事者グループ
CL12	全国銀行協会
CL13	株式会社 ジャフコ
CL14	中京大学会計学研究会
CL15	（社団法人） 全国信用金庫協会・信金中央金庫
CL17	全国農業協同組合中央会・農林中央金庫
CL18	株式会社 プルータス・コンサルティング
CL19	あらた監査法人 アカウンティング・サポート部
CL20	新日本有限責任監査法人 品質管理本部
CL22	（社団法人） 日本経済団体連合会 経済基盤本部
CL23	（社団法人） 日本証券アナリスト協会 企業会計研究会

[個人（敬称略）]

	名前・所属等（記載のあるもののみ）	
CL01	佐々木 秀和	公認会計士
CL03	藤井 明彦	鳥取県行政監察監公益法人・団体指導課
CL04	布津 陽一郎	米国公認会計士
CL07	岡本 修	公認会計士
CL16	有限責任監査法人トーマツ有志一同	
CL21	吉井 一洋	株式会社大和総研資本市場調査部

4. 主なコメントの概要とその対応案

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。

項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
1. 全般的な事項		
1) IFRS9 をベースとすることを支持する。	IFRS 第9号を基礎として金融資産の分類及び測定に関して検討する方向性について賛成する。IFRS 第9号は国際財務報告基準として既に確定しているため、これを基礎とすることはコンバージェンスの観点から望ましいと考える。	
2) IFRS9 へのコンバージェンスを行うべきでない。	IASB が 2009 年 11 月 12 日に公表した IFRS 9 は EU の承認が終了しておらず、会計基準として不整合を抱えたままである。これに加え、IFRS 9 に規定される「ビジネスモデル要件」はバーゼル銀行監督委員会 (BCBS) が昨年 12 月 17 日に公表した「流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」(原題: International framework for liquidity risk measurement, standards and monitoring) に示された LCR、NSFR に基づく銀行の監督に基づき、我が国の金融機関が保有する運用有価証券の大部分は公正価値の変動を P/L に計上するという現行の売買目的有価証券と類似した会計処理を取らざるを得なくなる可能性がある。従って、そもそもこのような低品質かつ不整合を抱えた会計基準へのコンバージェンスを行うべきではない。	
3) 今後の国際的な審議の動向を踏まえ、慎重に検討すべき。	国際会計基準審議会 (IASB) では、国際財務報告基準 (IFRS) 第9号「金融商品」の重要な構成要素である「償却原価及び減損」および「ヘッジ会計」等が基準化の途上であるほか、米国財務会計基準審議会 (FASB) が公表した包括的な金融商品会計に関する公開草案も IFRS 第9号とは内容が大きく異なるものとなっており、金融商品会計に係る世界の潮流は未だ方向性が定まっていない。 このように、本検討状況の整理がコンバージェンスの対象としている IFRS 第9号の最終基準の方向性が流動的な状況にあることを踏まえると、わが国の金融商品会計基準の見直しに当たっては、今後の国際的な審議の動向を踏まえ十分な検討が必要である。加えて、公開草案の公表や最終化された基準の適用時期については、慎重に検討すべきであると考え。	

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
<p>4)IFRSの基準との整合性に傾倒した説明に強い反対。</p>	<p>本会としては、資産負債アプローチへ向かう方向性と、それに伴う時価主義への移行という大きな流れの中で、この金融商品会計基準の改訂作業の位置づけを捉えている。このような基準改定を進めてゆくことが、財政状態計算書の表示内容の投資情報としての有用性を高めることに繋がると考えられていることから、今般の検討状況整理で提案された基準改定の方向性について、全体としては賛成する。</p> <p>しかしながら本会は、本検討状況整理における検討の背景の記述には、全体として強い反対意見を表明する。</p> <p>本検討状況整理において示された検討の背景においては、IFRSとのコンバージェンスが進められてきた旨が経緯として述べられているとともに、個別の提案内容については、IFRSの基準との整合性に傾倒した説明がなされているように感じられる。</p> <p>しかし、この策定を中心に行っているのが我が国の基準設定主体であり、最終的に策定・公表されるものが我が国の会計基準である限り、より我が国の現状に根差し、我が国固有の状況について触れられた検討の背景が示されるべきではないだろうか。</p> <p>ASBJにおかれては、その我が国を代表する明晰な英知を存分に活用され、基準設定主体としての役割を十二分に果たされるとともに、我が国の財務報告の適正化に向けてご尽力されることを切に願う次第である。</p>	
<p>5)現状の日本基準の問題点・課題等を企業の実態に即して検討するという観点も十分に踏まえるべき。</p>	<p>会計基準について議論する際、国際的な調和が必要であることは理解するものの、わが国の会計基準である以上は、現状の日本基準の問題点・課題等を企業の実態に即して検討するという観点も十分に踏まえて、検討を進めるべきである。</p> <p>また、ASBJのプロジェクト計画表上、本件に関する公開草案は、来年の第3Q（7月～9月）公表とされており、その他の包括利益の表示について個別財務諸表へ適用するか否かを判断する時期と近接している。したがって、個別財務諸表においてその他の包括利益を表示するケース及び表示しないケースの取扱いについて、予め検討しておく必要がある。この点は、本件の他、金融負債の信用リスク部分、ASBJ退職給付公開草案のステップ1、IASB退職給付EDも同様の論点があるため、これらについての方向性を整理・検討することも併せて要望する。</p>	

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
<p>2 .(質問 1) 公表される市場価格のない株式への投資の分類</p>		
<p>6) 公正価値で測定するものとして分類しつつ取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合の適用指針を設ける案(【案 1】)を支持。</p>	<p>【意見】 公表される市場価格のない株式への投資について、公正価値で測定するものとして分類しつつ取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合の適用指針を設ける案(【案 1】)に同意する。ただし、当該株式に対し公正価値評価を行う場合は会社計算規則との関連が問題となる可能性があるため、あらかじめ法令及び他の会計基準との関係を整理しておく必要があると考える。</p> <p>【理由】 我が国においても、公正価値測定に関する会計基準の公開草案が公表され、市場で入手不可能なインプットに基づく公正価値評価はレベル 3 に分類され、それが明確に開示されることとなるため、非上場株式に関する公正価値評価に起因する利害関係者が非上場株式の評価の不確実性に起因して誤った意思決定を行うリスクは過去に比べ低減していると考えられる。</p> <p>また、非上場株式についても、企業の投資意思決定を行うにあたっては採算性の評価及びその後のモニタリングは行われていると考えられ、IFRS9 号や検討状況の整理の適用指針（案）A33 項に挙げられた状況は投資評価を見直す理由としては妥当なものであると思われるため、原則を公正価値評価に転換することは透明性の確保、情報提供の拡充につながると考える。</p> <p>なお、公正価値評価を実施する場合、我が国では企業の非上場株式の保有が幅広く行われていることを鑑みると、教育的なガイダンスを拡充することで実務の成熟を促すことが望まれると考える。</p> <p>また、公表される市場価格のない株式に公正価値評価を行う場合、会社計算規則第 5 条第 6 項各号との関連が問題となると考えられる。第 2 号では、時価又は適切な価格を付すことができる資産として市場価格のある資産が示されており、当号の適用が出来ないため、第 3 号の「事業年度の末日においてその時の時価又は適切な価格を付すことが適当な資産」に該当すると考えるが、その場合には、公表される市場価格のない株式の評価差額が純損益に計上されて分配可能額の算定に含められると、常に取引相手が存在し、ある程度短期的な決済が見込まれる店頭デリバティブの評価差額が分配可能額に含められるのとは異なり会社財産の安定性の観点から多少の問題点が存在するように思われる。そのため、あらかじめ法制度側と考え方の整理をしておくことが必要ではないかと考えられる。</p>	

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
7)【案1】でも、基本的に取得価額により計上できることを明らかにすべき。	<p>適用指針（案）A32「公正価値として測定できる範囲が広く当該範囲の中で取得原価が公正価値の最適な見積もりを表す場合、取得原価が公正価値の適切な見積もりとなる可能性がある。」の解釈を明らかにすべきである。</p> <p>その上で、市場価格のない株式の評価について、基本的に取得価額により貸借対照表に計上できることを、基準として明らかにすべきである。</p>	
8)公正価値を信頼性をもって測定できない場合に取得原価で測定するものとして分類する案（【案2】）を支持。	<p>公表される市場価格のない株式の時価評価に関して、公正価値で測定することも検討されているが、公正価値で測定された場合には取得原価で測定している現行実務とは大きな乖離があるものと理解している。現時点において、市場価格のない株式の公正価値評価に関しては、測定手法に幅があることや、信頼性のある評価実務が必ずしも確立されていないことから、利用者の意思決定に有用な情報を提供できない可能性が強い。</p> <p>加えて、作成者へ与える実務負担も大きく、コスト・ベネフィットの観点からも改善が必要であると考えられる。従って、市場価格のない株式に関しては現行日本基準同様に取得原価で評価すべきと考える。</p> <p>また、同様の点は、非上場出資証券、投資事業組合、匿名組合等にも該当することから、株式に限らず、市場価格のない当該資産についても同様に取得原価で評価すべきものとする。</p> <p>公表される市場価格のない株式については、多様な評価手法が存在すること、評価に際し仮定や見積りが入ることから、信頼性を持った公正価値測定を行うことは困難と考えられる。また、仮に、公正価値測定を決算期毎に行うとすれば、情報入手や算定手続に多大なコスト負担が生じる。このため、公正価値評価を求めると財務諸表の有用性を高めることにならないと考えられる。従って、取得原価測定の分類を追加し、現在の取扱いと同様、公表される市場価格のない株式については、原則として取得原価測定によるものとするべきである。</p>	
9)いずれも問題がある。	【案1】も【案2】も問題点があると考えられるため、新たに案を検討することが望まれる。また、判断の一助として、検討の過程や諸外国の状況等を明らかにしていただきたい。	

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
3. (質問2) 一定の株式への投資に関するその他の包括利益のリサイクリング		
10) リサイクリングを行わない案(【案A】)を支持。	<p>次の理由から【案A】を支持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> IFRSではリサイクリングを禁止しており、IFRSとのコンバージェンスの観点からこれと異なる取扱いを採用すべきではない。但し、【案A】では、投資について売却等により消滅を認識するときにOCIから利益剰余金への振替処理をするものとしている(第111項)が、IFRS第9号ではそのような振替のタイミングの指定まで行っていないように解せられるため、本件のような規定がIFRS第9号の取り扱いと相違しないか充分検討すべきであると考える。 リサイクルを行うと、【案B】のとおり、損失の繰り延べを防ぐために必然的に減損会計が必要となり、そうすると、減損の判断に恣意性が入り、比較可能性が損なわれるという現行基準の問題点が継続される。 リサイクルを行うと、売却時期のタイミングを利用した利益操作が行われる懸念がある。 上記(質問1)において【案1】を採用した場合、常に公正価値によりOCIにて評価差額を認識している。売却等が実現したことによる売却価額等はその時点での公正価値となり、それにより発生する売却損益等は評価差額と同様の性質のものと考えべきである。従って、一度包括利益計算書で認識した損益を再度認識することは重複であり、リサイクリングを行わないことが妥当であると考える。 	
11) リサイクリングを行う案(【案B】)を支持。	<p>【意見】 一定の株式(いわゆる持合株式等)の評価損益を純損益で認識しない場合(「その他の包括利益」で認識した場合)でも、処分時における売却損益は純損益で認識する(リサイクリングを行う)取扱い(案B)が適当と考える。</p> <p>【理由】 当該決算期末時点における時価を反映した(実際のキャッシュ・フローを伴わない)株式の「評価損益」と、実際に株式を売却した実現した「売却損益」とでは、利益の意味合いが異なる。株式の売却は、実際のキャッシュ・フローを伴う実取引であり、投資の結果として生じた取得価額と処分価額の差額(売却損益)は純損益に反映されるべきである。</p> <p>従来、わが国では純損益を企業の総合的業績指標と捉え、純損益をベースにした各種収益性指標や投資効率を示す指標等が広く活用されてきている。このため、純損益の有用性は高く、仮にリサイクリングを行わないこととした場合には、わが国の会計慣行等に大きな影響を及ぼしかねない。</p>	

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
12) 概念レベルで整理すべき	<p>（コメント） この問題は我が国の会計基準全体に影響する「その他の包括利益」の概念に関する問題であり、個別の会計基準ではなく、概念フレームワークのレベルで概念整理を踏まえて議論すべきである。</p> <p>（理由） 当該株式の公正価値の変動を企業自身の業績に反映させるべきものではないと判断したOCIオプション選択の理由や、会計基準適用の困難性排除（減損の取扱いの簡素化）の観点からは、その他の包括利益に認識された金額をその後の売却等によっても純損益に認識しない（リサイクリングを行わない）案（【案A】）が適切と考えられるが、この問題は、純損益と利益剰余金のクリーン・サープラス関係を維持すべきか否かという問題に起因しており、この問題に関する意思決定に依存していると考えられる。</p> <p>純損益と利益剰余金のクリーン・サープラス関係を維持すべきか否かは、我が国の会計基準全体に影響する問題であることから、個別の会計基準でその対応を決定すべきではなく、より高いレベルでの議論を行い、その結果を個別の会計基準に反映させることが適切であると考えられる。</p>	
4.(質問3) 外貨建取引等会計処理基準への影響		
13) 金融商品会計基準の見直しに合わせて見直しが必要。	<p>金融商品会計基準における金融資産の分類及び測定に関する規定を前提とする外貨建取引等会計処理基準の規定については、金融商品会計基準の見直しと同時に見直す必要があると思われる。</p>	
14) 為替換算差額を OCI とすべき。	<p>現行日本基準同様に、為替換算差額を OCI で認識すべき。</p> <p>外貨建債券については国際分散投資の観点からは非常に有用な投資対象であり、生命保険会社の運用対象の一定の割合を占めているが、本検討状況の整理において「公正価値」又は「償却原価」に分類した場合、為替換算差額に関して純利益で認識することとしている。しかしながら、短期的な為替変動を純利益に反映することは、財務諸表の利用者に有用な情報を提供するものではないと考えている。</p> <p>また、現行日本基準では外貨建債券と外貨建株式の両方に為替換算差額を OCI で認識することが容認されている。しかしながら、本検討状況の整理の取扱いでは、外貨建株式に対しては為替換算差額を OCI で認識する取扱いは容認されているものの、外貨建債券は純利益で認識することとなり、同じ意図で保有する外貨建商品であっても商品によって為替換算差額の取扱いが異なることも、現行の取扱いと比べて隔たりが大きい。</p>	

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>い。従って、現行日本基準同様に、為替換算差額を OCI で認識すべきだと考える。</p> <p>さらには、保険業法で、相互会社の剰余金の分配における純利益（当期末処分剰余金）に関する規制が存在するため、短期的な為替変動を純利益に反映することは、生命保険会社に与える影響は大きく、慎重な検討をお願いしたい。</p>	
<p>15) OCI オプションの為替ヘッジへの対応を可能とすべき</p>	<p>外貨建株式等にOCIオプションを適用する場合、評価差額金の全額に対してOCIオプションを適用するのではなく、会計上のミスマッチが生じる場合に限定して、評価差額から為替換算差額を除いた金額にOCIオプションを適用することができるよう、ご検討いただきたい。IFRSのヘッジ会計においては純損益に影響を与えるものを対象に検討が進められているため、OCIオプションの適用対象を評価差額全額にした場合、外貨建株式等の為替変動リスクヘッジが不可能になるが、多数の金融資産を有する金融機関における実務への配慮として、ヘッジ会計の余地を残すよう、評価差額から為替換算差額を除いた金額にOCIオプションを適用することができるようご考慮頂きたい。</p>	
<p>16) その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問1、質問2の考えと平仄を合わせて整理すべき。 ・ 振当処理及び決算時の直物為替相場として「決算日の前後一定期間の直物為替相場に基づいて算出された平均相場を用いることができる。」という取扱いについて検討する必要がある。 ・ 評価差額を純損益とするか、その他の包括利益とするかにより、整理すべき。 ・ 国際的な整合性の観点から、個別財務諸表への任意適用も含めたダイナミック・アプローチも視野に入れるべき。 	
<p>5 .(質問 4) 適用指針 (案) の改善の方向性</p>		
<p>17) A38 項に掲げる項目について、より詳しいガイダンスを示すことに同意する</p>	<p>適用指針（案）の改善の方向性について、より詳しいガイダンスを示すことに同意する。また、A38 項に限らず、例えば、事業モデルに関する A3 項から A7 項のような項目を含めて、より具体的なガイダンスを示していただきたい。</p>	
<p>18) 追加のガイダンスは基本的に不要である。</p>	<p>(1) 契約キャッシュ・フロー特性の要件を満たす具体的な金融商品(A8 項～A17 項参照) 会計基準(案)が原則主義のIFRS 第9 号を基礎としている点を考慮すれば、A8 項～A17項でほぼ必要なガイダンスが示されているであろう。</p>	

項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>(2) 契約上リンクしているトランシェについて、契約キャッシュ・フロー特性の要件を満たすか否かの判断の要件の1つであるA19 項(3)の具体的な判断方法。 会計基準(案)が原則主義のIFRS 第9号を基礎としている点を考慮すれば、A19 項(3)の具体的な判断方法まで運用指針(案)に記載する必要はないであろう。</p> <p>(3) 公表される市場価格のない株式への投資に関するガイダンス(A32 項～A35 項参照) 会計基準(案)の第18 項に関して、我々は【案2】を支持しているため、【案1】を前提とするA32 項～A35 項は不要と考える。</p>	
19) 全体としてより記述が不足。	<p>わが国で現実に機能する会計基準とするためには、わが国の企業に合致した、わが国の企業における会計担当者が理解し得る会計基準にする必要がある。その意味では、「会計基準(案)」も「適用指針(案)」も全体として説明が不足している印象を受ける。基準適用後の実務の混乱を防ぐためにも、より詳しいガイダンスが盛り込まれることが望ましい。</p>	
6. 金融商品の範囲(第8 項～第11 項、第46 項～第52 項)		
20) 金融商品の定義の明確化が必要。	<p>金融商品の定義として、「一方の企業に金融資産を生じさせ他の企業に金融負債を生じさせる」といった整理がされているが、「企業」に限定するよりも「当事者」とする方が適切に思える。「企業」に限定する理由を明確にしていきたい。</p> <p>また、当該検討状況の整理では、従来とは異なり、金融商品に対する定義にあたって、概念的な規定を主とし、具体的な例示を従とする方式が採用されており、この方針自体は望ましいと考えられる。しかし、金融商品を「契約」として定義している点に対しては、以下の2つの点が指摘できる。</p> <p>第1に、定義における「契約」とは何かが明確ではない。金融資産及び金融負債の中には、商慣習に基づく売掛金・買掛金も含まれている。したがって、「契約」には慣習上の合意も含まれると考えられる。しかし、第57 項には売掛金に相当する金銭債権に対する但し書きが設けられており、売掛金は「契約上の権利」ではないと読むことができる部分もある。また、現金預金は明らかに契約に基づく資産ではない。提案されている金融商品の定義が具体的な指針として機能するためには、「契約」の意味を具体的に提示する必要があると考えられる。</p> <p>第2に、概念的な規定が主であり、具体的な例示は従であると位置づけられてはいても、現実には具体的な例示の内容が会計基準の解釈にあたって大きな意味を持つことは否定できない。</p> <p>よって、定義の内容自体を大きく変更する必要はないが、「契約」の意味を限定する(あるいは「契約」の存在を確認する)適用指針を示すことが必要であると考えられる。</p>	

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
21) デリバティブの定義からの純額決済性要件の削除については容認しうる	<p>【コメント】 デリバティブの定義からの純額決済性要件の削除については容認しうる。ただし、第13 項および第14 項（さらに57 項）において金融資産の発生認識は現行の通りとする規定を堅持することを条件とする。</p> <p><<上記コメントの理由>> デリバティブの定義から純額決済性要件を削除した場合、実務上大きな混乱をもたらす論点の一つとして、現物商品の売買契約をデリバティブとして取り扱おうか否かという点がある。すなわち、一般物品売買を業とする企業において、未履行の現物商品の売買契約（売買約定）が、参照する基礎数値を有し、かつ、固定もしくは決定可能な決済金額を有するものとしてデリバティブと同様に公正価値評価するとすれば、実務上、その対応には現行の業務プロセスの見直しやIT システム対応が必至であり、広範な企業に影響を及ぼす可能性があると思われる。</p> <p>しかし、第13 項および第14 項において金融資産の発生認識は現行の通りとする規定を堅持し、さらに57 項にあるように、「商品の売買又は役務の提供の対価に係る金銭債権は、原則として、当該商品等の受渡し又は役務提供の完了によりその発生を認識する」のであれば、純額決済性要件の削除の実務への影響は限定的と思われ、容認しうる。と考える。</p>	
7. 公正価値測定分類と償却原価測定分類の間の分類変更の時期（第25 項。第91 項）		
22) 翌四半期の期首とすべき	<p>金融資産を管理する事業モデルを変更した場合に、公正価値測定と償却原価の間の分類を変更することになるが、どの時点で変更すべきかという点について、企業が金融資産を管理する事業モデルを変更した場合に、企業は影響を受ける金融資産のすべての分類を変更することが求められる。ここで「変更日」とは、企業が金融資産の分類を変更することになる事業モデルの変更後の最初の報告期間の期首を指すと規定されているが、実態を適時に反映するため翌四半期財務諸表の期首を変更日とできるように取扱を明確にしたい。</p>	
23) 事業モデルの変更時点とすべき	<p>（コメント） 期首に事業モデルの変更を行った場合には、同日より影響を受けるすべての金融資産の分類が変更されるよう、現行の記述を修正すべきである。</p> <p>（理由） 企業の事業モデルの目的の変更は、分類変更日より前に行われなければならないとされている（検討状</p>	

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>況の整理第A25 項)。しかし、期首に事業モデルの変更が行われた場合、現行の記載からは、事業モデルと変更日と分類変更日に明確な前後関係が定められているため、その翌事業年度の期首に分類変更がなされてしまうことになると考えられる。</p> <p>事業モデルの変更が期首に行われることは十分に想定される事項であるが、この場合に約1 年間事業モデルの変更と整合しない分類となることは妥当ではない。そのため、「分類変更日」は、事業モデルの変更の翌事業年度の期首ではなく、事業モデル変更日以後に開始する事業年度の期首、として定義すべきと考えられる。</p>	
<p>8 . いわゆる OCI オプションの対象範囲（第 30 項ただし書き、第 105 項～第 106 項）</p>		
<p>24)OCI オプションの対象を株式とすることに同意する。</p>	<p>将来的に資本性金融商品の定義を設けることを前提として、OCI オプションの適用対象を株式（及びその他の出資持分に関する権利）とすることに賛成する。但し、出資証券や出資金といった適用対象となり得るその他の具体例についても例示列挙することが望ましいと考える。また、新株予約権が OCI オプションの適用対象となるか否かについても明示されることが望ましいと考える。</p>	
<p>25) 債券、投信等にも OCI オプションを設けるべき。</p>	<p>株式に限らず債券や投資信託等に、幅広く OCI オプションを選択可能とすべき</p> <p>本検討状況の整理は基本的には I F R S 9 号を基礎とした内容になっており、企業のビジネスモデルと契約キャッシュ・フローをベースに「公正価値」と「償却原価」の二区分に分類することが提案されている。公正価値の事後的な変動を OCI で認識することを選択する（以下「OCI オプション」とする）取扱いは存置されているが、その対象は株式のみとされている。</p> <p>この場合、現行会計基準において「公正価値（売買目的有価証券）」と「償却原価（満期保有目的有価証券）」の中間的な性格を有する「其他有価証券」に分類されている株式以外の金融資産の多くが、「公正価値」に分類されることとなり、公正価値変動を純利益に反映する資産が拡大することになる。つまり、売買目的以外で保有する金融資産の公正価値変動を本業の収益を表わす純利益に反映することになり、財務諸表の利用者に有用な情報を提供しない。従って、株式に限らず債券や投資信託等に、幅広く OCI オプションを選択可能とすべきだと考えている。</p>	
<p>26)OCI オプションの対象は資本性金融商品とすべき。</p>	<p>検討状況の整理ではいわゆる OCI オプションを適用することができる金融商品として、法的形態に依拠して株式並びに出資証券及び出資金が考えられるとしている。しかし、現在では法的形態は株式であっても経済的実態は極めて債券に類似した金融商品が存在するなど、法的形態を重視しすぎることは却って金融商品の実態に沿った指定が不可能になる危険があると考えられるため、例えば IAS32 号の資本性金融商品の考え方を</p>	

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	基礎に OCI オプションの範囲を検討することを検討すべきと考える。	
27) OCI オプションの指定に関するガイダンスは不要。	OCI オプションの対象となる資本性金融商品（あるいは株式）を限定するような特別なガイドラインは必要なく、企業の任意とすべきであると考え。	
28) 想定される対象についてガイダンスを追加すべき。	OCI オプションについて、第 104 項の(2)対象の指定を任意とする場合、投資の価値の増加のためではなく、契約に基づかない便益のために資本性金融商品を保有する場合を想定して認められているものであるが、幅広い選択が行われることも考えられるため、想定される対象についてガイダンスを追加していただきたい。	
9. 取得価額が公正価値と著しく異なる場合の会計処理（A28 項～A29 項）		
29) 取引価格と当初測定時の公正価値の差額の処理について明らかにすべき。	<p>（コメント）</p> <p>取引価格が当初認識時の金融資産の公正価値を表さない場合において、取引価格と当初測定時の公正価値の差額の処理について明らかにすることが必要である。</p> <p>（理由）</p> <p>取引価格が当初認識時の金融資産の公正価値を表さない状況において取引価格と当初測定時の公正価値の差額をどのように処理すべきかを明確にしないと実務への適用に問題を生じるおそれがある。このため、会計処理の変更が想定される金融商品に関して、差額の会計処理について明らかにすることが適切かつ円滑に会計処理を行うために必要と考える。</p>	
10. 個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する株式の取扱い（第 37 項、第 118 項～第 123 項）		
30) 連単分離の議論をまず進めるべき	連単分離の議論をまず進めるべきではないか。その議論の方向性が定まらないなかでは、個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する株式の取扱いの方針も定まらないと思われる。	
31) 子会社・関連会社株式が、金融商品会計基準の適用範囲にあるかどうか	検討状況の整理第 37 項について子会社及び関連会社株式が金融商品会計基準の範囲内であるかどうかも含めて再検討すべきである。	

審議事項（４） - 3

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
再検討すべき。		
32) 取得原価又は連結上の簿価とすべき。	個別財務諸表における子会社株式及び関連会社株式の測定方法については、公正価値ではなく、取得原価又は連結財務諸表の作成を仮定した場合の連結上の簿価（段階取得の場合は持分法による測定額と異なる可能性があるのではないかと考えられる）を基礎とすることが望ましいと考える。	
33) 122 項(1)に賛成する。	子会社株式及び関連会社株式について公正価値評価を行うのは妥当でないため、第122項の(1)、つまり第37項の提案に賛成する。 なお、第122 項の(4)の持分法を適用する案は、個別財務諸表を実質的に連結ベースで作成することと何ら変わらず、特に子会社株式について持分法を適用するのはシステム改変等実務上の負担が過大となるため、到底受け入れられない。	
34) 122 項(4)を含め十分に検討すべき。	子会社及び関連会社に対する株式については、第122項(4)の連結財務諸表における子会社及び関連会社への投資の成果を個別財務諸表において投資の増減とする方法（持分法）により測定することを含め十分に検討すべきである。	
35) 投資の性格から評価方法を考慮すべき。	子会社及び関連会社株式については、投資の性格から評価方法を考慮すべきであり、そういった観点からは、あらゆるケースにおいて、投資の性格を一律に定めることができないのであれば、基準案では選択肢として示されていないものの、IAS27号と同様、(2)又は(3)の選択適用とすることも検討することが適当ではないかと考える。但し、その場合、いずれの方法を採用したかについては、開示により十分な補足が必要と考える。	
36) 122 項(4)に賛成する。	個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する株式の取扱いについては、「会計基準（案）の範囲に含めず、別の会計基準を改定し、持分法とする」（第122項(4)）のが望ましいと考える。	
37) 122 項(3)をベースとすべき。	個別財務諸表における子会社株式及び関連会社株式の測定に係る取扱いについては、検討状況の整理第122 項(3)の考え方をベースとすべきと考えられる。	
11. 表示及び注記事項（第 38 項～第 40 項、第 124 項～第 126 項）		
38) 提案に賛成する。	IFRS 第 7 号における開示要求の中には、企業（特に金融機関以外の場合）にとって負担が過剰ではないかと懸念される部分もあるものの、検討状況の整理において提案されている内容に関しては、負担が著しく大	

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	きいとは言えず、意思決定に有用な表示及び注記事項として妥当と考えられるため賛成する。	
39) 企業の実態にあった区分で表示すべき。	<p>企業の実態にあった区分で独立掲記すべきであり、特別損益への区分等一律に区分を決めるべきではない（理由）</p> <p>償却原価区分の金融商品（例えば、国債等）について、銀行のリスク管理の枠組みの1つであるALM（資産・負債の総合管理）方針に照らして、期中に資産・負債の入れ替えを目的として、売買を実施することが考えられる。これらの取引は、資金運用・調達を業とする金融機関では経常的に保有する資産・負債に関連する取引であり、特別損益に独立掲記するような取扱いは適当ではないと考える。</p> <p>また、IFRSでは、特別利益・特別損失の概念はなく、敢えてそれらの科目への区分を記載することは、コンバージェンスの方向性と整合的ではないと考える。</p>	
40) OCI オプションの銘柄別開示は簡素化すべき。	OCIオプションを選択した際、選択を行った金融資産の概要等に関し、注記事項を追加することが提案されているが、第40項(1)の銘柄別の期末の公正価値の開示は、業種によっては、資産運用戦略・運用手法といった企業秘密を詳細に開示することに繋がるため、注記情報として相応しくない。銘柄別の公正価値情報の開示ではなく、保有銘柄の業種別の開示でも、投資方針を把握することは可能であり、十分である。	
41) 有価証券の注記の重複を見直すべき。	今般の開示拡大に伴い、現行の有価証券の注記と重なる開示もあることから、現行の有価証券関係の注記の廃止を含めた抜本的な見直しを検討していただきたい。	
12. その他の事項		
42) 複合金融商品については、区分処理の選択適用を容認すべきである。	<p>複合金融商品については、区分処理の選択適用を容認すべきである。（理由）</p> <p>現在、複合金融商品については、貸出金と内在するデリバティブをそれぞれ区分し、貸出金については契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有し、デリバティブについては内在するリスクを適宜市場においてヘッジを行っている。提案された会計処理では、全体として償却原価測定または公正価値測定を行うこととされている。そのため、償却原価測定をした場合には、内在するデリバティブとヘッジ手段として使われているデリバティブの損益のマッチングが実現されず、公正価値測定をした場合には、契約上のキャッシュ・フローの回収を目的として保有しているにも関わらず、貸出金部分の（主契約部分の）毎期の公正価値変動が損益に認識されることになり、経済実態が財務諸表上に適切に反映されないおそれがある。</p>	

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>また、顧客に販売する複合金融資産に内在するデリバティブの金額があまりにも小額、かつ、その条件が少しずつ異なるため、市場取引でヘッジし、ヘッジ会計を適用することも考えられるが、ヘッジの有効性検証の観点から実務的に不可能である。</p>	
<p>43) 公表される市場価格のない株式の減損</p>	<p>（質問1）に対し、【案2】（公正価値を信頼性をもって測定できない場合に取得原価で測定するものとして分類する案）を採用した場合の減損の判定及び測定に用いられる実質価額について、現行基準では原則として1株あたり純資産に基づくものとされています。この判定及び測定方法は、簡便であるのは事実ですが、実態を適切に表さない（例えば、減損の対象となるような経営状況が悪化したベンチャー企業等の未上場株式を売却しようとした場合には、純資産価値（以上）で売却できるものはむしろ稀であるという現実や債務超過の会社に時価で新たに投資することもあるという現実を表せない）こともあるため、純資産価格のみに基づくことは適切でないと考えます。</p>	
<p>44) 1か月平均の取扱いを認めるべき。</p>	<p>現行の金融商品会計基準で使用が認められている1ヶ月平均市場価格の取扱いを存置すべきである。現行の金融商品会計基準の結論の背景の第76項において、「ただし、第75項に述べたように、その他有価証券は直ちに売却することを目的としているものではないことに鑑みると、その他有価証券に付すべき時価に市場における短期的な価格変動を反映させることは必ずしも求められないと考えられることから、期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額をもって期末の時価とする方法を継続して適用することも認められると考えられる。」とされており、OCI オプションにも引き継がれるべきである。</p>	

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
45) 剰余金配当や課税所得計算との関係についても整理が不可避。	<p>「検討状況の整理」では、個別財務諸表への適用の是非については明言されておりません。</p> <p>個別財務諸表はいうまでもなく、配当等の分配可能額計算（会社法第461条，農業協同組合法第52条，農林中央金庫法第77条等）や課税所得額計算の基礎となるものであり，非上場企業・組織においても株主（出資者）・債権者・徴税当局等多様なステークホルダーの利害に密接な関係を有するものであります。</p> <p>I F R S 強制適用を念頭に置いた今般の見直しを，連・単の区別無く適用した場合，個別財務諸表の姿も大きく変わることとなります。この場合，非上場企業・組織のステークホルダーにとっての情報の有用性を損なう懸念があるほか，分配可能額計算や課税所得額計算方法の見直し・調整が不可避となります。</p> <p>グローバルな金融資本市場で必ずしも重視されていない個別財務諸表に対して，連結と同一の基準適用を強制することについては，今般の基準見直しの目的と上述の影響の大きさを比較考量し，慎重であるべきと考えます。</p>	
46) 非上場大会社を念頭に簡略化を検討すべき。	<p>非上場の大会社などを念頭に、財務諸表作成者の負担が大きい事項について、会計処理及び開示の簡略化を検討すべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>非上場の大会社については、上場会社と比べ利害関係者が少ないことや手続やシステムにかかる負担を軽減する要請が強いことから、簡便的な処理や表示を用いる必要が極めて強いと考えられる。</p> <p>従って、金融商品会計基準において処理方法を画一的に規定すべきではなく、簡便的な処理や表示の適用を検討すべきと考える。</p>	
13. 移行措置及び適用時期		
47) 適切な移行措置、今後の保険会計の行方との関係、移行期間の配慮が必要。	<p>会計基準（案）適用時においては、適切な移行措置が必要</p> <p>新保険契約会計基準の適用までは、現行の金融商品会計基準を適用可能とすべき</p> <p>本検討状況の整理は、公開草案の手前の位置づけということもあり、会計基準（案）適用時の移行措置に関しては記載されていないものと理解しているものの、会計基準（案）適用時の分類変更にあたっては、適切な移行措置が必要と考えている。</p> <p>また、会計基準（案）の適用時期についても、今後日本の保険契約の会計基準の改訂が予定される場合において、新保険契約会計基準の適用までは、金融商品について、現行の日本基準の適用を認めることが考えられる。例えば今後作成される公開草案においては、短期間での複数の会計基準変更対応等過度な負担と投</p>	

項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>資家の混乱を防ぐために適切な措置を講じる旨等を明記することが考えられる。</p> <p>さらには、本検討状況の整理に沿って、日本の金融商品会計基準が基準化された場合には、現行日本基準と比較して細部の取扱いが不足しており、基準の理解・分析に期間を要することや、システム基盤構築などの実務対応に相当の期間を要することが考えられる。また、会計処理や表示の変更により、金融資産ポートフォリオの見直しの検討や、実際のポートフォリオの組替変更に関しても相当の期間を要することが考えられる。さらには、生命保険会社を含む金融機関が短期間の間に、こうした組替に動いた場合、金融市場に与える影響は非常に大きくなることも踏まえると、適用に際しては十分な移行期間を確保することが必要であるものとする。</p>	
<p>48) 適用時期については、欧州企業の適用時期、日本におけるIFRSの強制適用の時期を含めて、慎重に検討すべきである。</p>	<p>適用時期については、欧州企業の適用時期、日本におけるIFRSの強制適用の時期を含めて、慎重に検討すべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>適用時期については、今後検討がなされるものと思われるが、確定した基準の内容次第では金融市場に大きな影響を及ぼすことが想定される。会計基準の変更は、個々の企業等が保有している金融関連リスクのマクロレベルでの再配置を促す可能性が大きいことから、円滑な移行・再配置を実現するためには、適用開始までに相当の期間を置くなど、経済界に無用の混乱を生じさせないよう適切な配慮が必要であると考えられる。</p> <p>加えて、分類と測定は、ヘッジ会計の適用可否、新たな減損会計等に関連し、金融商品会計の全体像が判明してから相応の時間を要する。また、国際的な議論や適用事例等も十分加味する必要があり、実際には、日本におけるIFRSの強制適用となる時期以降を適用時期とすべきと考えられる。</p>	